

中央会の主な事業等活動予定（9月）

平成28年8月25日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 理事会等の開催			
9/9	金	千葉県商工労働部と中央会との意見情報交換会 場所：ホテルプラザ菜の花	総務部 ☎ 043・306・3281
■ 中小企業連携組織対策事業			
9/5	月	連携組織活性化研究会 対象：市川歯科医師協同組合	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
9/9	金	連携組織活性化研究会 対象：八街駅南口商店街（振興）	商業連携支援部
9/14	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県印刷工業組合	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
9/27	火	連携組織活性化研究会 対象：柏市廃棄物処理業（協業）	商業連携支援部
■ 組合等基盤強化事業			
9/15	木	官公需普及促進懇談会	商業連携支援部
■ 全中補助事業			
9/12	月	全国中央会 平成28年度 中小企業活路開拓調査・実現化事業 第2回委員会 対象：（協）東金ショッピングセンター	商業連携支援部
9/21	水	小企業者組織化特別講習会	商業連携支援部
9/29	木	平成28年度外国人技能実習制度適正化事業 第1回適正化講習会 対象：外国人技能実習生協同受入事業実施組合 場所：ホテルポートプラザちば	設立相談室 ☎ 043・306・3285
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
9/14	水	ふさの国 商い未来塾（第3回）	商業連携支援部
9/28	水	ふさの国 商い未来塾（第4回）	商業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
9/21	水	千葉県異業種交流融合化協議会 産学連携交流会	経営支援部 ☎ 043・306・3282
9/27	火	千葉県商店街振興組合連合会 計画策定促進事業 対象：江戸川台駅前商店街（振興）	商業連携支援部

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成27年度連携組織活性化研究会		
対象組合等	千葉県貿易協同組合		
	▼組合データ		
	理事長	越部 圓	住所
	設立	昭和35年2月	
組合員	46人	業種	貿易関連企業中心の異業種
テーマ	組合ブランド商品の開発検討について		
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (Tel 043-306-2427)		
専門家	(有) バリュエ・コンサルティング 代表取締役 安藤 孝		



組合が成田空港で運営する「ちばぼうきょう」

背景と目的

千葉県貿易協同組合は、共同販売事業を組合事業の柱とし、成田空港内に有する2つの直営店舗を通じて、組合員の取扱商品を販売している。

しかし、同事業は、成田空港の旅客数の影響を受けやすく、アメリカ同時多発テロやリーマンショック、東日本大震災の際に、その売上を大きく減らした。さらに、長期的には、羽田空港の国際

化に伴う成田空港の地位低下が懸念されている。

こういった状況に鑑み、組合求心力の向上と共同販売事業の強化の観点から、組合員が取り扱う商品の海外販路開拓を企図することとなった。海外展開にあたっては、その訴求力において、組合員が個々に取り組むよりも、組合独自のブランドを立ち上げ、その名の下に商品群をパッケージ化していくことが、有利であるとの結論に至った。

そして、平成25年より「COTCA」(本組合の英文名: Chiba Overseas Trade Cooperativeの略)ブランドの展開が始まり、以後、JAP ANブランド育成支援事業(中小企業庁の助成事業)を活用してブランドロゴの作成や海外展示会の視察などを行いブランドの構築を行ってきた。今般、更にブランド力を強化するために以下2点を検討することとした。

・異業種組合が求心力を持ってブランド展開するために、ロゴ以外にアピール力のある強力なコンセプトを構築する。

・当初よりの目標であるブランドオリジナル商品の開発を検討

する。

これらの検討にあたり、千葉県中央会の助成事業である連携組織活性化研究会を活用した。

事業の活動内容

①ブランドコンセプトの検討

ブランドオリジナル商品の開発の前段として、ブランドコンセプトの確立が課題となった。研究会では様々な意見が出されたが、最終的に「組合員が千葉県内で生産・販売している商品や地域資源商品で構成する組合ブランド」をコンセプトとすることとなった。



「COTCA」ブランドロゴ

これは本組合が、千葉県を地区とし、異業種の組合であることに鑑みてのものである。

②ブランドオリジナル商品の開発

ブランドコンセプトの決定に続いて、研究会ではブランドオリジナル商品の開発について検討することとなった。前述のとおり、本組合は異業種組合であり、その取扱商品は多岐にわたる。したがって、ブランドを構成する商品群も様々なジャンルのものがあることから、ブランドの看板となるオリジナル商品が必要となった。

オリジナル商品は、ブランドコンセプトで規定されたように千葉県の地域資源商品でなければならず、その候補として挙げられたのは落花生であった。

千葉県は農産物出荷高において全国第3位（平成25年）の豊かな農業県であり、その代表的産品である落花生は、オリジナル商品の素材として最適であった。

また、本組合の構成員には、落花生の加工・販売を行う企業がある。加えて、飲食、香料、菓子等の企業も構成員であることから、これらの企業が連携し、各社の技術・設備・ノウハウを結集するこ

とで落花生を用いた新たな商品開発を行うことが研究会で決定された。

事業の成果

研究会は平成28年2月に終了したが、そこで決定された新商品開発は、その後も組合主導で進められ、組合構成員企業各社が連携し、数種類のサンプル品を完成させるに至っている。

これらサンプル品は「COTCA」ブランドの中核商品となるものであり、今後、空港店舗での販売や海外販売を視野に展開を進めていく。

また、今回の研究会の成果として、平成27年度補正ふるさと名物応援事業補助金（JAPANブランド育成支援事業）に応募し、その採択を受けることができた。この補助金を活用し、本年8月に行われたタイの食品展示会「Thailand Retail Food & Hospitality Services 2016」に出品した。これに続けて本年10月にシンガポールでの「FOOD JAPAN 2016」への出展も予定している。



「Thailand Retail Food & Hospitality Services 2016」の様子

今後の事業展開・展望

タイの展示会においては、従来から開発してきたサンプル品など約10種類を展示し、その反応や改善点を把握することとしている。並行して、組合員企業連携による落花生を使った「COTCA」ブランド新商品の開発し、シンガポールにおいては拡大した商品を展示する予定である。これらの商品群

はブランド確立段階において3年間にわたり補助金を受けることができる「JAPANブランド育成支援事業」の2年目を以降へつなげていくこととしている。

今後は同支援事業を活用し、「COTCA」ブランドの認知度・信用力の向上させることにより、組合員の取り扱う、食品・雑貨・工業用品・技術等の分野の商品やサービスをブランド内に順次組み入れ、ブランドを成長させていく。新商品の組み入れに当たっては、ブランドとしての統一性・一貫性が保持できるよう、有機的な編成に努める。

組合としては、幅広い業種の組合員が海外販路拡大の足掛かりとして、「COTCA」ブランドの中で海外販路を拡大できるように「COTCA」ブランドの価値を高めていくことを目指している。

（安藤 孝）



テーマ 地域産業を担う人材の確保・育成

建築板金技術の高度化を目指した人材育成の推進

千葉県板金工業組合

毎年30〜40人が応募する技能祭（競技会）や美術展の価値を業界関係者に認められており、組合本部（委員会等）と地域に密着した20支部の連携が良好であることで、技術上の土壌が醸成されている。

力協会などが主催する競技会に組合員が参加し、優秀な成績を収めている。

③ 組合員向け各種講習会の開催・経営指導講習会、技能・技術講習会などを開催している。

事業・活動の内容

背景と目的

建築板金業者は金属板の塑性加工能力、建築外装施工、美観・景観づくりのセンス等が複数の高度な技術が求められている。当組合では組合員への新しい板金技術習得の支援を行うため、教育・指導事業に重点を置いて組合活動を行っている。

- ① 千葉県板金大会（銅板加工作品美術展）…当組合が主催。課題による制作、展示を行う。
- ② 千葉県技能祭…千葉県職業能力協会などが主催する競技会に組合員が参加し、優秀な成績を収めている。

当組合が主催する「千葉県板金大会（銅板加工作品美術展）」は組合の技能委員会と総務委員会が中心になって企画・運営を行っている。技能委員会が各年度の作品制作課題を決定し、作品募集を行う。実際の募集は各支部（県内20支部）が行い、出品希望者を募る。毎年約20人の応募者がある。作品の評価も技能委員会が行い、入賞者5人を決めている。作品は「銅板加工作品美術展」において展示され、毎年120人以上の組合員等が見学しており、優秀な作品を目にすることにより組合員のモチベーション向上の引き金になっている。また、美術展終了後、機関誌にも掲載し、広く組合員に広報を行っている。この美術展は平成27年度で47回目を迎えた伝統ある美術展で、千葉県、千葉県中小企業団体中央会などの後援を得て開催している。

今後若手の育成のために若手からの応募を増やしていきたいと考えており、そのためには後継者の育成、組織的な新人採用などにより若手が入りたいと思う魅力ある建築板金業界に変化することが必要である。

成果・効果

「銅板加工作品美術展」や「技能祭」に毎年出品希望者が継続しており、組合員への波及効果が大きい。また、出品して表彰を受けることにより、参加者のモチベーションアップになり、他の組合員の目標となつている。

組合本部が教育・指導に関する求心力を持つことや、地域に密着した各支部と本部が連携して事業推進していることが成功要因にあげられる。



▲技能祭における競技会の模様



▼板金加工作品美術展

千葉県板金工業組合

住所：〒260-0854
千葉県千葉市中央区長洲
1-33-14 本千葉ビル2階

設立：昭和42年8月

出資金：820千円

電話：043-306-2657

業種：板金工事業

組合員：160人

組合 Q & A

員外利用について

Q1 Ⅱ 次のような場合は、員外利用に該当するか。

例1 組合員の取り扱う物品の共同販売事業を実施する組合が、組合員から仕入れ、組合で販売する（例えば、弁当の共同販売を実施する組合が、日本茶、みそ汁等を仕入れ、販売する）。

例2 中古自動車販売業者で組織する組合等で行う競売（オークション）事業に員外者が参加し、組合員に販売又は、組合員から購入する。

Q2 Ⅱ 組合が他の組合と共同して事業を行う次のような場合は、員外利用に該当するか。

例1 複数の商店街組合が、共同して連合大売り出しを実施する。

例2 複数の商店街組合が共同商品券を発行する。

〔A〕1 員外利用は、組合事業の一部を組合員の利用と競合する態様で員外者に利用させる場合に発生する概念であり、員外者が組合事業に参与していても、組合が

購入する物品の仕入先、組合が販売する物品の販売先など組合員の利用と本来的に競合しない態様での関与であれば、員外利用の概念が生じないと考えられ、設例のような場合はこれに該当すると考えられる。

2 組合が他の組合と共同して事業を行う場合については、当該共同事業が各組合の組合事業として適切な内容の共同事業であれば、各組合員にとって当該共同事業の利用は自己の組合事業を利用してはいるにすぎず、員外利用の概念が生じないと考えられ、設例のような場合はこれに該当すると考えられる。

なお、以下の事例については、原則として員外利用規制に違反しないと考えられる。

- 1 組合員の利用と競合しない態様での非組合員の関与
- ① 共同販売事業を実施する組合が、品揃えの充実のために非組合員の生産物品も販売する。
- ② 新幹線の駅に共同売店を出店しているが、品揃えのために員外者の取り扱い物品も販売する。
- ③ 地域の商工業者、サービス業者等により構成されている組合が、

情報ネットワークを提供し、このネットワークに非組合員の情報もインプットする。

④ 中古自動車販売業の組合で行うオークション事業に、非組合員（有資格中小企業者、大企業、他の同業種組合の組合員等）が参加し、組合員に販売する。

2 組合等の共同事業

① 複数の商店街組合が連合大売り出しを実施する。

② 近隣の組合が共同して会館を設置する。

③ 複数の玩具の小売店組合が連携し、玩具の共同購入を実施する。

④ 複数の商店街組合が連携し、それぞれが発行する商品券の相互利用を認める。

⑥ 複数のクレジットカードの組合が連携し、相互にカードの取扱いを認める。

また、以下の事例については、員外利用規制に違反するおそれがあると考えられる。

- ① クレジットカード事業を実施している組合が、出資者の利用を院内利用として計算する。
- ② 共同店舗事業を実施している組合が、大企業に店舗の大半を賃貸する。

③ 建設資材の共同購買事業において、組合員の必要量を大幅に超えて、大量に購入し、非組合員に販売する。

④ 仕出し弁当事業を実施している組合が、非組合員からも積極的に注文を受けて弁当を供給する。

⑤ 組合員従業員者宿舎に空き家が大幅に生じたため、一般車に対し賃貸する。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】「持分の払戻に関する規定」は定款に記載しなくてもよい。

【第2問】組合は、定款の定めにより組合員に経費を賦課することができる。

【第3問】脱退した組合員の持分払戻請求権は、脱退の時から2年間行わないときは、事項によって消滅する。

《解答》【第1問】×（持分の払戻に関する規定」は中協法第33条に規定された定款の絶対的記載事項ではないが、「持分の払戻」は組合員に与えられた絶対対件であることが中協法第20条に定められており、定款に記載しなければならぬものである。）【第2問】○【第3問】○

テーマ

型鋼構造物における高精度切断の実現と生産工程最適化に向けた加工体制の確立

送変電機器千葉協同組合 組合員企業

清水工業株式会社

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の作成支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のついでに！

当社は大正8年11月、東京都大田区で創業し、

昭和38年10月に市原市に移転してきました。創業当初より、重電機（主として変圧器）関係の筐体など部分品の製缶板金加工（鉄などの金属板を切断ないしは曲げ、互いに溶接すること）で、立体的な構造物をつくることをいう）を主とした業務としております。

長年、電気機器メーカー系列企業との取引を安定的に続けてきましたが、2001年、大手電気機器メーカーを中心とした合弁企業が設立されたことにより、そこの取引を開始し、平成20年3月期では全売上高の約80%を占めております。合弁企業、従来の取引関係にこだわらず発注先オープン化の方針を打ち出しており、他社に比べ特に大型製品での品質・信頼性の高い当社にはまだその影響は見られておりませんが、将来の受注・経営環境に危惧がみられます。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『型鋼構造物における高精度切断の実現と生産工程最適化に向けた加工体制の確立』

2. 計画期間

▽平成27年1月～平成30年3月（4年計画）

3. 内容

新たな機械を導入することによる、高精度な切断と生産性向上を実現による受注の拡大

新たな取り組みの特徴は？

● 従来の問題点

当社はこれまで、大手電気機器メーカーの協力企業として事業化活動を行ってきましたが、近年の経済環境の変化等により、大手メーカーにおいても、海外（中国）での生産ヘシフトしています。よって当社としても従来型の経営だけでは厳しい状況となっております。型鋼を使用する鋼構造物には、H型鋼やL型鋼に代表されるように複数の種類が存在しており、当社では、従来から電気機器・機械製品などの周辺部品としての型鋼構造物を製造しております。型鋼の使用範囲は非常に幅広く、土木・建築用の柱・梁・基礎杭工事分野でも数多く使用され、多くの業種でニーズが存在していることが分かりました。

当社では、これまで電気機器・機械製品などの周辺部品の型鋼構造物の製造を行ってききましたが、今後の市場性等を考慮すると、型鋼ニーズが数多く存在し、今後20年は需要が見込まれ

る復興関連市場及び建築・橋梁等の市場という、当社にとって新たな市場への進出を図り、売上を拡大していこうと考えております。しかし、今後、新たな市場で売上を拡大していくためには、型鋼構造物の切断方法と加工方法において、以下のような課題があります。

【切断方法】

- ・型鋼構造物の切断方法において、「切断長さ合わせ」という最も重要な作業を従業員の習熟に依存しており、型鋼素材の歩留り率が悪い。
- ・切断時には常時人員を配置する必要がある、生産性が低く、製造コストが高くなっている。

【加工方法】

- ・鋼材切断の位置決めについては、目視で切断位置あわせを実施しているため精度が低い。
- ・型鋼にて製造される柱・梁・基礎杭や機械製品等の構造物は、ノコによる角度切断は不可能であるため、ガス切断を用いており、罫書と切断後の切断面の仕上げ工程が不可欠であり、生産性の低下及びコスト高の一因となっている。

などの課題が挙がっていました。

○新たな取り組み

そこで当社は、新たな機械を導入することにより、高精度な切断と生産性向上を実現し、歩留まり率の改善や人員配置等の見直しを行い、新市場からの受注を拡大することにしました。

【バンドソー導入による売上拡大】

機械メーカーと連携し、バンドソーを導入する。導入により、高精度な精度が求められる復興関連需要への対応が可能となる。

【切断精度の向上及び自動化】

今回導入するバンドソーには、被切断材の自

動送り装置が内蔵されているため、切断寸法のバラツキがなくなり切断精度が向上する。

【コスト低下による利益率の改善】

角度切断が数値入力力で対応可能となるため、切断面の仕上げ作業が不要となることでコストダウンが可能とする。さらに、切断角度の精度が向上し、生産性の向上と仕上げ作業の縮減によりコスト低下が可能になる。

【受注量の増加による売上向上】

1回の切断で従来よりも約1.5倍の材料が切断可能となる。

今後の事業展開は？

以下の展開が想定されます。

- ・バンドソーを導入することによって、これまで外注依頼を行っていた案件についても、全て当社内での加工が可能となる。
- ・高精度な精度が求められる復興関連需要の対応が可能となる。
- ・全工程を自動制御で製造することが可能となり、当社の課題である常時人員を配置することがなくなり、他の工程に人員を振り分けることで短納期対応が可能となる。

社長の声

当社にて製作する製品は、一品一様の受注生産が100%であるため、従来のように電機関係の受注比率の依存度が高すぎると、顧客の受注状況ないしは受注品の内容により、仕事量が大きく左右され、安定的な操業を維持することができず、この状況の改善が大きな課題でした。

ものづくり補助金の利用により、最新のバンドソーを導入したことを電機関係の顧客への周知により、型鋼構造物の受注量が増加したことで、型鋼を多く使用する製鉄関連の試験設備製作の受注を開始したため、平成28年3月期の決算では、電機関係の売上比率が50%以下となり、操業の安定に大きく寄与いたしました。

今後の課題としては、建設関係の受注拡大が今後の課題ですが、焦らず地道に努力していく所存です。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します

☎043-306-3282



企業プロフィール

- 【団体名】 送変電機器千葉協同組合
- 【企業名】 清水工業株式会社
- 【代表者】 清水 克己
- 【所在地】 市原市八幡海岸通34番地
- 【電話番号】 0436-41-1371
- 【従業員数】 16名
- 【業 種】 電機・建設業金属製品製造業
- 【URL】 <http://www.chuokai-chiba.or.jp/ctt/shimizu/index.html>
- 【承認年月日】 平成26年12月26日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成28年7月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は4から2に減少。「減少した」業種は3から10に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から8に増加。「減少した」業種は11から8に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は2から0に減少。「悪化した」業種は11から14に増加。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は3から4に増加。「減少した」業種は10のまま変化なし。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は3から7に増加。「減少した」業種は12のまま変化なし。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は4から1に減少。「悪化した」業種は15から19に増加した。

製造業

豆腐製造

【県内全域】

27年度産国産大豆の入札価格が前年に比べ下がっている為、納入価格に反映され始めた。

酒類製造

【県内全域】

価格帯が高い特定銘柄酒(吟醸酒など)も引き続き好調。

製材

【県内全域】

全般的に不景気。会社は残すが、実質本業は休業となる会社が増えてきている。

製材

【木更津】

南用材、米材、ロシア材各1隻入港。在庫量は増加した。

印刷

【県内全域】

景況の変化について、1.ペーパーレスが徐々に浸食している。2.紙の出荷量が減っている。しかし、紙メーカーは値上げの効果で増収増益。3.地方の零細印刷会社への用紙デリバリー・サービスがどんどん縮小している。4.円高の影響で用紙の価格は下がるはずだが、値下げの動きは無い。業界の動きについて、1.大日本印刷がLGと組んで有機ELのデジタルサイネージの量産へ。2.ARをつかったポケモンGOがウ

テている。同じ技術でもコンテンツ次第でマーケットが生まれる。

電気鍍金

【県内全域】

今年度は対前年よりUPしたが、累計値では下がっている。

鉄工

【千葉】

足元の組合員各社の動向は、ここ数カ月特段大きな変化は見られないものの、受注減少等、芳しくない状態が続いている。

機械部品製造

【野田】

一部の業種では、業績が前月よりは好転したが、多くの業種では変わらず。各会員とも先行き不安な状況は変わらない。

機械部品製造

【流山】

業種により受注にかなりの差がある状況が続いている。

機械部品製造

【柏】

景況の変化は、開発・試作依頼は多い。自土砂・半導体は低調。業界動向は、医療関係・自動車海外向け金型・治具のニーズが多い。

金属製品製造

【船橋】

景況の変化は、4月以降低迷が続いている。

採石

【県内全域】

多前月比で若干伸びている。年間実績で前年度並みを予想。今後とも、港湾整備に伴う石材の需要

はあるものの、採取場の廃止などにより採取地の減少と資源の枯渇により生産箇所が限られ、需給が追いつかない状況である。

【土砂採取】

主な販売先である首都圏の生コン工場等の需要が低迷しており相変わらず停滞している。秋口まで現状の景況感が続くと思われる。山砂については、一部の地域で公共事業による需要が出てきている。

非製造業

【総合卸売】

【事務機器・オフィス家具卸】今年度上期の売上高は前年同期比5〜10%増。景気やや回復が見られる。【総合】ピッキング作業等で多数のパート社員を雇用しているが、一昨年あたりから近隣時間給相場が上昇しており、人件費増加傾向が続いている。

【建築材料卸売】

南関東4都県の中で 東京、神奈川と埼玉、千葉ではつきり景況が分かれている。現在4都県とも前年割れで推移しているが、東京、神奈川は下期から回復兆し。来年度は急伸するが、埼玉、千葉は来年度も再来年度も回復する目途が

立たない。特に千葉は全国でも最も低迷する懸念がある。

【自動車解体】

スクラップ価格は小幅だがさらに下がり、円高が進んだことで輸出向け部品の販売も厳しい。業界動向は、自動車リサイクル法の運用の見直しが進んできて、再資源の先行きの方向性が少しわかってきた。

【卸売業】

消費はあまり芳しくありません。飲食関係の動きもよくありません。東京では都知事選で活気があ

【電気機器小売】

6月の高温から7月の低温でエアコンの売れ行きが極端に下がった。販売全体も下がっている。梅雨明けの猛暑に期待したい。夏はエアコンが売れないと商売にならない。あるメーカーがスマートハウスを目指そうとキャンペーンを打った。これからの家電業界が目指すべき重要事項と思われる。

【青果小売】

果物は約半月程、例年より入荷

が早くなっている。商品アイテムは例年より良い状況である。しかし、8月の入荷が少なくなる予想となっている。やや不安定になる見込み。

【中古車仕・販売】

新車の販売台数が伸びていないようで、中古自動車の流通台数は、前月同様に減少傾向。業界動向は、燃費不正問題の対象であった一部の車種で販売が再開された。供給が安定してくる8月の動向を注目したい。

【小売】

ファッション関連品は、夏物の動きがあり、昨対を上回った。日用品関連は減少傾向であった。食品関係は、相変わらず客数減で苦戦をしている。回復傾向になってきている。飲食関係は、家族連れ客が若干減っているので売上が減少傾向にある。

【小売・サービス】

景況の変化について、ここ数年ますますボーナス月による買い物需要は無くなっている。商店会には、買回り品店が少ない点もあるが平月と全く変わらない。中元売り出しも盛上がりには欠けた。業界の動きについて、冬物の展

示会も終わって感じることは、高級品扱いのメーカーは来客数が少ないのが目に見えて感じるが低価格帯メーカーはそれなりに人を呼んではいるが、ほんの一部で大多数が苦戦している。

【土木建築サービス】

景況の変化について、2016年度経済財政白書で、景気は個人消費や設備投資が力強さを欠き、最近の円高などで「デフレ脱却へ向けた改善の動きが鈍化している」と閣議報告されたことと軌を一にして、政府では秋の臨時国会に向けて28兆1000億円の経済対策を提出し、景気の下支えと働き方や産業構造の一体改革に取り組み、成長力を底上げするとしている。8月3日の内閣改造を踏まえて、今後「一億総活躍社会」の実現に向けた対策が展開されることに期待し、次年度以降の組合のあり方（取り組むべき業務・対応等）を検討する。

【輸出入】

景況の変化について、7月の売上は前月比で伸びたが、前年同月比は横ばい状況であった。その他は変わりなし。

経営革新計画の策定支援について

～中小企業の皆さまの経営革新（新たな取り組み）を支援します～

本頁について、組合員の皆さまへ周知していただきますようお願い申し上げます。

千葉県中小企業団体中央会 経営支援部では、国等の中小企業施策を活用し、組合等連携組織に集う中小企業が“自社の課題”に挑戦する“高い志”を積極的に支援しております。

特に、「経営革新」による経営力強化、更なる成長への活路を見出すための事業化への取り組みに対しては、中小企業の新事業活動促進支援制度であります「経営革新計画（ビジネスプラン）」の策定による伴走支援を行っており、経営課題の整理や対応策の明確化、資金調達環境の整備等にお役立ていただいているところです。

従来からの事業（顧客の創造）を従来からのやり方で継続するだけでなく、新規顧客の創造に向け、競合との比較優位になり得る意欲的な取り組み（経営革新）への改革線上に使えるサポート（中央会）があるならば、これを利用しない手はございません。本支援は、経営課題の解決に最適な専門家派遣を無料で活用できるなど（※1社3回まで無料）、組合員の経営力強化を図る上で大変有用な手段となっております。この機会にぜひご活用をお勧め申し上げます。

【お願い】経営革新に関するニーズを是非お知らせ下さい（下記の質問にお答えの上、FAXにてお送り下さい。お電話でのご連絡もお待ちしております）。

※貴社の情報及びご回答内容は本事業以外に利用することはありません。また、許可なく第三者に情報を公開することはありません。

＜経営革新ニーズ調査票＞ 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 行 FAX:043-227-0566

Q1. 貴社では、経営革新（新事業展開、新商品・新役務の開発・提供、設備投資による生産性向上、売上増のための独自の工夫・新たな試み等）に取り組む予定やお考えがありますか。

はい いいえ 検討中

Q2. Q1. で『はい』とお答えした方にお聞き致します。新たな取り組みの内容は以下のどれに分類されますか。A～Dの中からお選びください（複数回答可）。

A. 新事業展開 B. 新商品・新役務の開発・提供
C. 設備投資 D. 業績向上に向けた自社独自の工夫等

Q3. Q1. で『検討中』とお答えした方にお聞きします。現行事業で抱えている問題点（現状と目標（あるべき姿）との差異）、或いは、その問題を解決するための課題は何ですか。そうした問題や課題の解決策として、新たに実施したい事業アイデア等をお持ちですか。

①現在の問題点・課題

②上記①の解決策（新規顧客の創造・獲得に向けた取り組み）

※貴社の情報についてご記載ください。後日ご連絡させていただきます。

貴社名			所属組合	(業種:)
代表者名	フリガナ		記入者名	フリガナ
				(役職:)
ご連絡先	TEL		FAX	
メールアドレス				

◎問合せ 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 TEL: 043-306-3282 FAX: 043-227-0566

「熊本地震災援金」ご協力、ありがとうございました

このたびの熊本地震災援金につきましては、ご賛同・ご協力頂き、誠にありがとうございました。

皆様からお寄せいただいた本義援金は、153組合・企業・団体、515万円となり、ご協力いただいた皆様方の名簿等を添えて、熊本県中央会、大分県中央会等の中小企業団体関係者の支援激励に役立てていただくべく、全国中央会に送金させていただきました。

このたびのご厚情に対し、心から深謝申し上げます。

サイバーセキュリティ対策を講ずるための協定が締結されました

平成28年7月28日、本会は千葉県警本部において、千葉県警、県内中小企業支援機関、学術機関らと、サイバーセキュリティに関する連携を目的とした、相互協力協定を締結した。

1. 経緯と目的

近年、サイバー空間と実空間の融合が急速に進化してきている。インターネットバンキングに係る

不正送金事犯等のサイバー犯罪や政府機関、民間事業者を狙ったサイバー攻撃による情報流出事案等が多発するなど、サイバー空間の脅威は深刻化している。

特に、固有の産業技術や個人情報等を保有し、千葉県の経済の重要な基盤となる中小企業において、先制的なサイバーセキュリティ対策を講ずることが急務である。

このため、本会は、千葉県警、県内中小企業支援機関、学術機関と相互に連携してサイバーセキュリティ対策の強化を支援し、サイバー空間の脅威の低減を実現する為、相互協定を締結した。

2. 本協定による連携項目

- (1) 各事業者のサイバーセキュリティ意識の向上を目指した広報啓発活動の推進
- (2) サイバーセキュリティに関する情報共有体制の構築
- (3) サイバーセキュリティに関する相談体制の構築
- (4) サイバーセキュリティ事案発生時の相互連携による対処の推進また、連携項目に係る事業の円滑な推進を図るために、連絡会を設置する。



△協定締結式の様子

3. 本協定への参加機関
本協定への参加機関は以下の通り。

千葉県警本部、公益財団法人千葉県産業振興センター、一般社団法人千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、国立大学法人千葉大学、学校法人千葉工業大学、学校法人東京農業大学東京情報大学、独立行政法人国立高等専門学校機構木更津工業高等専門学校

「中小企業等経営強化法」が施行されました

平成28年7月1日に「中小企業等経営強化法」が施行されました。本法律では、中小企業・小規模事業者・中堅企業等を対象として、①各事業所管大臣による事業分野別指針の策定や、②中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等の特別措置を規定しています。

1. 法律の趣旨

労働力人口減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、中小企業・小規模事業者・中堅企業（以下「中小企業・小規模事業者等」という）

の経営強化を図るため、事業所管大臣が事業分野ごとに指針を策定するとともに、当該取り組みを支援するための措置等を講じます。

2. 法律の概要

(1) 事業分野の特性に応じた経営力向上のための指針の策定
事業所管大臣は事業者が行うべき経営力向上のための取組（顧客データの分析、ITの活用、財務管理の高度化、人材育成等）について示した「事業分野別指針」を策定します。

(※) 具体的には、製造、卸・小売り、外食・中食、宿泊、医療、介護、保育、貨物自動車運送業船舶、自動車整備等を公表。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上のための取り組みの支援

① 経営力向上計画の認定及び支援措置

中小企業・小規模事業者等は、人材育成、コスト管理マネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取り組み内容などを記載した事業計画（「経営力向上計画」）を作成します。計画の認定を受けた事業者は、機会及び装置の固定資産税の軽減

（資本金1億円以下の会社等を対象、3年間半減）や金融支援等（低利融資、債務保証等）の特例措置を受けることができます。

② 認定経営革新等支援機関による支援

認定経営革新計画等支援機関（主に商工会議所、商工会、中央会、金融機関、士業等）による計画策定の支援を受けられます。

◎ 詳しいご案内は、経済産業省のホームページをご覧ください。

平成28年度「全国労働衛生週間」を10月に実施
今年のスローガンは「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

厚生労働省は、10月1日（土）から7日（金）まで、平成28年度「全国労働衛生週間」を実施します。今年のスローガンは、「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」に決定しました。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年か

ら毎年実施しているもので、今年で67回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

労働衛生分野では職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。このような状況を踏まえて、平成27年12月にはストレスチェック制度が施行されるなど、改正労働安全衛生法では、化学物質の適切な管理や受動喫煙防止対策などを推進し、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みを充実させることとしています。

今年度のスローガンは、これらの課題に対して、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

◎ 詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

健康づくり食生活講演会のお知らせ

日時：9月29日（木）

13：50～15：20

会場：千葉県教育会館 大ホール（中央区中央）

内容：「健康寿命を延ばすための食事と運動」知識と実践で若さを保つ

講師：関東学院大学栄養学部 准教授 菅 洋子 先生

定員：500名

問い合わせ：千葉県栄養士会

TEL：043-256-1117

Fax：043-256-11804



～退職積立を見直しませんか!!～

千葉県中小企業団体中央会 特定退職金共済制度のご案内

●特定退職金共済制度（特退共）とは

中央会では、中小企業の人材の確保と定着を目的に、従業員の方のための退職金準備制度として特定退職金共済制度（特退共）を実施しています。（引受生命保険会社：三井生命保険株式会社）

●特退共の主な特徴

- ①本制度は事業主が従業員のために月々掛金を納め、退職金の準備をする制度です。
- ②掛金は全額損金（又は必要経費）に算入でき、従業員の給与の上乗せにもなりません。
- ③月額掛金は1人につき1口1,000円から30口30,000円まで実情に合わせてお選びいただけます。
- ④千葉県中小企業団体中央会の地区内に事業所を有する事業主（法人又は個人）の方であれば、事業所の規模に関係なく、加入（契約）できます。
- ⑤中小企業退職金共済制度（中退共）との重複加入も可能です。
- ⑥掛金納入期間が1年未満であっても、退職一時金が支払われます。
- ⑦退職金は直接従業員の方へお支払いいたします。

※ご加入の際には、パンフレットにて詳細を必ずご確認ください。

～特定退職金共済制度（特退共）アンケート～

下記のアンケートにお答えいただき、中央会商業連携支援部宛 FAX（043-227-0566）して下さい。（該当する項目に○印をつけるとともに、質問事項にご記入下さい。）

1. 検討するので資料が欲しい。
2. 詳しい話が聞きたい。（訪問を希望する日時 月 日 時頃）
3. 加入申し込みをしたい。

ご住所：〒

事業所名：

ご担当者名：役職名

お名前

電話番号：

※ご記入いただきました個人情報につきましては、中央会が実施する共済制度の普及促進以外には利用しません。

●お問い合わせ先

千葉県中小企業団体中央会商業連携支援部

TEL 043-306-3284

FAX 043-227-0566

●引受生命保険会社

三井生命保険株式会社千葉支社中央会共済担当

TEL 043-225-7389

FAX 043-225-7957

三井-KB-28-423

会員組合構成員事業主の皆さまへ

次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ

○少子化や共働きの増加に対応した働き方を整備

本会では、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画策定のためのご相談をお受けしております。

☆一般事業主行動計画の策定・届出について

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

☆行動計画策定の流れ

①自社の現状・ニーズ等を把握

- ◎行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握します。
- ◎例えば、過去5年程度を遡って以下のような事項を調べます。自社の課題が見えてくるはずですよ。▽妊娠・出産を機に退職する従業員がどれくらいいるか。▽子育て中の従業員がどれくらいいるか。▽育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用期間はどのくらいか。休業者が行っていた業務は、どのように処理されているか。
- ◎また、従業員のニーズを把握するにあたっては、以下のような項目を調べます。
▽ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向▽現在の支援制度に対する満足度▽仕事と子育ての両立で苦労している点▽労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望▽今後、会社で検討・実施してほしい支援制度 など

②行動計画内容を決定

- ◎課題の優先順位づけ…ある程度課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけます。雇用環境の改善には一定の期間を要します。経営層の判断も仰ぎながら、優先順位を決定することも必要となるでしょう。
- ◎目標を決める…次に行動計画として盛り込むのにふさわしい目標を決定します。現状分析により得られた情報から、「行動計画策定指針」の「七 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を、行動計画の目標としましょう。目標はいくつでも設定できます。
- ◎目標は可能な限り、定量的な数値目標としましょう（例 平成〇〇年までに育児休業取得率を男性〇%、女性〇%とする）。
- ◎自社の両立支援の取組をチェックできる両立指標も活用してみましょう。
- ◎目標の計画期間を決める…計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定します。

③行動計画を公表し、従業員に周知を図る。

- ◎一般への公表…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を一般に公表します。公表の方法として、自社のHPへの掲載、厚生労働省が運営するサイトである「両立支援ひろば」への掲載、県の広報紙・日刊紙への掲載などがあります。インターネットが使用できない企業では、事業所の見やすい場所への掲示や備え付けでも差し支えありません。
- ◎従業員への周知…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を従業員に周知します。周知の方法として、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、従業員への配布、電子メールでの送付・イントラネットへの掲載などがあります。

④行動計画を策定した旨を千葉労働局へ届け出る

- ◎行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請により、千葉労働局雇用均等室に届け出て下さい。なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

⑤行動計画を実施。

- ◎行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みます。

お問合せ

ご相談は本会経営支援部 渡邊（推進員）、堀江まで（☎ 043-306-3282）